



池田小学校  
さとう たいせい  
佐藤 太星さん



向山小学校  
たけなか はると  
竹中 温人さん



小島小学校  
たにぐち りな  
谷口 里奈さん



山ノ内小学校  
とりのい ころろ  
鳥井 是呂さん



山ノ内小学校  
とりのい まりの  
鳥井 万梨乃さん



銭塘小学校  
はしもと かい  
橋本 耀さん



向山小学校  
はたて あやの  
幡手 彩乃さん



画図小学校  
はら ここみ  
原 心美さん



向山小学校  
まえだ ひな  
前田 陽菜さん



城東小学校  
まえはら のん  
前原 暖さん



御船小学校  
まつだ きらら  
松田 きららさん



帯山西小学校  
まつむら しゆん  
松村 駿さん



黒髪小学校  
みつざき たかと  
満崎 隆翔さん



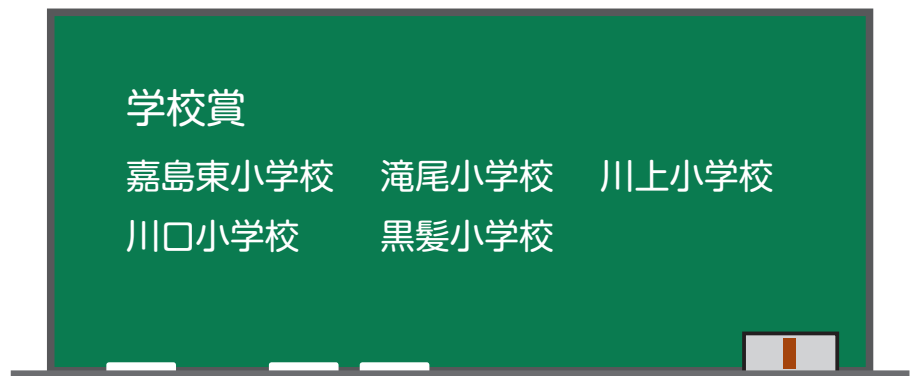
帯山小学校  
もりもと ゆうき  
森本 有紀さん



若葉小学校  
やました あやな  
山下 文奈さん



向山小学校  
よしかわ あやか  
吉川 綾香さん



## 支部だより

## 交通安全「横断旗」寄贈（御船町支部）

地域の交通安全運動を支援する目的として、「横断旗」を作成し、御船町へ寄贈しました。横断旗は50本作成し、交通誘導ボランティアの方々のご協力のもと、町内小学生の通学路の各基点において、毎朝使用されます。交通誘導ボランティアは御船町支部会員も多く携わっており、地域支援活動を行っています。

また、「横断旗」に“(公社)熊本法人会並びに御船支部”の名前を入れ、交通安全運動を支援すると共に、法人会の知名度向上と活動のPRを行っています。



(有)丸山商店 丸山支部長より  
御船町 藤木町長へ寄贈

支部	事業内容	開催日	場所	参加人数
一新	せんばミニパーク花植え運動	11月13日 12月7日	せんばミニパーク	6名
高平	親睦ボーリング大会	11月20日	大劇会館	21名
上益城郡	研修会：想いをカタチに～終活から修活へ～	11月24日	甲佐町生涯学習センター	39名
御船町	商工感謝祭	11月26日	御船新橋河原	200名
白坪	田崎市場感謝祭	12月3日	熊本地方卸売市場	50,000名
天明	島原の復興状況と観光振興の視察研修	12月6～7日	長崎県島原小浜方面	6名
御船町	交通安全「横断旗」の作成及び寄贈	12月15日	町内通学路の各基点	1名
御船町	賀詞交歓会・講演会：日本の財政問題について	1月12日	料亭とらや	67名
飽田	熊本城マラソンの応援・地域交流	2月18日	飽田地区	10名
天明	熊本城マラソン応援・震災復興神輿の展示	2月17～18日	どんどんライス駐車場	12名



一新支部：花植え運動



上益城郡合同：研修会



御船町支部：商工感謝祭



白坪支部：田崎市場感謝祭



御船町支部：賀詞交歓会・講演会



天明支部：熊本城マラソン応援  
震災復興神輿展示

飽田支部：熊本城マラソン応援  
地域交流





## インタビュー

## 税務署長の横顔

## 熊本西税務署

こまつ いずる  
小松 出さん

## 【趣味】

趣味を問われると、多趣味(下手の横好き)と答えるようにしています。

税務大学の教育官のときに禁煙して、体重の増加が嫌でウォーキングをはじめ、その後、ジム通いを始めて現在に至っています。今も、週一回はジムに通って汗を流しています。

また、ゴルフを始めて35年以上になりますが、スコアは俗に言うアベレージゴルファーです。以前は飛距離に自信がありましたが、還暦を迎え、それなりの飛距離となってきて、その現実に目を背けクラブを買い替えてゴルフ場に通っています。

食べること飲むことも大好きで、ジャンルを問わず美味しい情報を嗅ぎつけては痛風の薬を飲みながら足を運んでいます。

ちょっと違った一面ですが、自宅では自慢のコンボでジャズを聴く時間を作るようにしています。曇りがちでちょっと雨模様が最高ですが、休日に一人でジムホールなどを聴くのが好きです。

最近、退職後、妻から邪険にされないように、列車のフルムーンやツアー旅行のパックを活用して旅行を楽しんでいます。週末の午後3時頃には、とあるパチンコ店の1円パチンココーナーに出発しますが、見かけたら見ていない振りをしてください。

## 【座右の銘】

特に持っていません。

その時々、自分の置かれた立場や周りの状況に応じて変わっているように思います。

## 【平成30年度に挑戦したいこと】

自由になる時間が増えると思いますので、水泳の練習をしたいと思っています。

泳ぎは出来るのですが、大分の海で覚えた自己流で顔を浮かせた平泳ぎやクロールしか出来ないで正式に水泳を練習してみたいと思っています。

## 【最近うれしかったこと】

最近といえば、やはりオリンピックでしょう。

メダルの数も13個と冬季オリンピックとしては過去最高とのことで、純粹にうれしく思いました。特に、女性の活躍には感動しましたし、ビジュアル的にも大きく成長しているように感じました。

## 【熊本法人会の会員にひとこと】

会員の皆様におかれましては、企業活動のお忙しい中、税務行政全般にわたりご理解とご協力を賜っており、敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」



として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、積極的な活動を展開されるとともに、租税教育活動や社会貢献活動などを通じて、地域企業及び地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

特に、貴会が中心となって実施されたバスケットボール教室及びサッカー教室に併せて実施した税金クイズ大会などの税知識の普及活動、税に関する絵はがきの作品募集・表彰などの納税道義の高揚を図った活動、県庁プロムナード銀杏並木ライトアップコンサートなどの社会貢献活動、地域企業の健全な発展を目的とした「木曜教室」の開催、さらには各支部、青年部会並びに女性部会による地域に密着したボランティア活動や租税教育活動への地道な取組など、会員の皆様の御尽力に対し心から敬意を表する次第です。

私どもといたしましても、貴会の活動が充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、引き続き、皆様との信頼・協力関係を築いてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

税務署だより

# 平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

**飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。  
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

**新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方	仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 免税事業者の方へ



**帳簿及び請求書等**

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
XX年	月	日	摘要	借方(円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8% 43,200
(2)			(1) (3)	(4)

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			△△商事様
11月分 131,200円(税込み)			平成XX年11月30日
日付	品名	金額	
11/1	魚	5,400円	
11/1	牛肉	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
合計		131,200円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	

※は軽減税率対象品目

**軽減税率対策補助金**

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
- 【専用ダイヤル】 0570-081-222
- 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

**軽減税率制度に関するお問合せ先**

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  - 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
    - 【専用ダイヤル】 0570-030-456
    - 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)
  - 2. 電話相談センター
    - 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
    - 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のパナーをクリック

消費税軽減税率制度



**契約書や領収書と印紙税**

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパフレット（税務署窓口へ備付け）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

**マイナンバー（個人番号）の税務関係書類への記載について**

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）又は「[国税庁](#)」[検索](#)」にある「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

**税務署でのご相談はご予約を**

税務署でのご相談は、事前のご予約をお願いします。

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話による相談が困難な場合には、事前に

相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

なお、税金の納付相談や確定申告期において申告書作成会場へお越しいただく際には、事前のご予約は必要ありません。

**申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日**

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。是非ご利用ください。

なお、平成29年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税	平成30年4月20日(金)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	平成30年4月25日(水)

ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

**タックスアンサーのご利用方法等について**

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。

よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができますので、ご利用ください。

◇パソコンから ([www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer))

◇携帯電話から ([www.nta.go.jp/taxanswer/phone](http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone))



携帯サイトは、右記のQRコードからもご利用になれます。

また、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を国税局の「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1」番を選択していただければ、「電話相談センター」につながります。その後、相談税目に応じた番号をご案内し相談をお受けしていますので、ご利用ください。

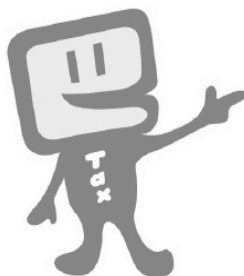
〈連絡先〉

熊本西税務署（電話 096-355-1181）※自動音声案内

熊本東税務署（電話 096-369-5566）※自動音声案内

# ネットが便利 申告・納税 e-Tax イータックス (国税電子申告・納税システム)

## e-Tax イータックス のメリット



税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納税などの手続を行うことができます。

申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

所得税の確定申告において、一部の添付書類(源泉徴収票など)は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。

書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。

マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

## 更に便利になった2つのポイント

### 1 添付書類の提出はe-Taxが便利です

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などとなっていますが、手続ごとの具体的な名称については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)でご確認ください。

### 2 マイナポータルとe-Taxがつながりました

国税庁ではマイナポータルの「もっとつながる」の機能を利用して、マイナポータルとe-Taxをつなげることができるようになりました。これにより、マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、これまで入力していただいていたe-Tax用の利用者識別番号と暗証番号を入力することなくe-Taxにログインし、メッセージボックスの情報を確認できるほか、納税証明書、源泉所得税、法定調書などに関する手続がご利用になれます。ご利用可能な手続の詳細はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)でご確認ください。

## e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問(税務相談を除く)は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク

e コクセイ  
**TEL.0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日: 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)  
※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178** (音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日: 9時30分～20時 / 土日祝: 9時30分～17時30分  
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により  
お問合せ先が  
異なります。



## ■クーリング(空白期間)

無期転換権は、労働契約が通算5年を超えたときに発生します。

そこで、この「通算」のカウントが問題になります。同法2項では、この空白期間について定めていません。

つまり、同一の利用者の中で、1つの有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、6か月以上間隔があれば、5年のカウントがリセットされるというものです。ただし、直前の労働契約の長さにより、例外もあります。

## 2 企業の実務対応

それでは、企業の対応についてみて行きましょう。主な対応は、①就業規則の変更、②労働契約書の変更、③無期転換申込手続のルール策定、などです。

### ■就業規則の変更

企業としては、まず方向性をしっかり出すことが必要です。つまり、無期転換を積極的に推進するのかわからないのか、という方向性です。無期転換させないならば、有期契約は5年までとする、という対応になります。なお、独立行政法人労働政策

研究・研修機構が平成29年5月にアンケートをまとめたところ、常時10人以上の会社で約6割が何等かの形で無期転換させるというものでした。

よって、多くの企業は無期転換積極対応となっているようです。

さて、就業規則ですが、多くの企業が雇用形態別に就業規則を策定していると思いますが、有期契約労働者が無期になった場合を想定していません。

そこで、有期が無期になった場合の就業規則を検討します。

なお、新たに策定するのは煩雑だ、という企業は既存のパート就業規則などに「無期転換パートも含む」旨の規定は入れておいた方がよいでしょう。

また、正社員用の就業規則に、よく「適用」という箇所に「この就業規則は、社員に適用する。パート、嘱託は別に定める」という規定を置きますが、ここにも「無期転換パートは除く」と規定しておく、分かった方がいいかもしれません。

これらのことは、無期転換した元有期の方をどういう形態として位置付けるか、という問題です。パートのままなのか、より正社員に近づくのか、など企業によってさまざま

結論になりそうです。

検討すべきは、給与(時給のままか、月給とするか)・賞与をどうするか、退職金はどうするか、福利厚生はどうするか、などでしょう。

ただ、今後の同一労働同一賃金の流れを見ると、少しずつ正社員に近づけて行った方がいいかもしれません。格差があるとすれば、その合理性が問われるからです。

### ■労働契約書の変更

有期が無期になると、契約更新という局面がなくなります。今までは、このタイミングで給与や労働時間の見直しをしていたと思います。

また、健康状態のチェックや職場環境の改善、上司との折り合いなども面談していたと思います。無期になると、このような意味「節目」がなくなってきます。

そこで、無期転換した場合の労働契約書、または就業規則には、条件の見直し時期などの条項を入れておくことをお勧めいたします。

### ■無期転換ルール

先にも述べましたが、無期転換の申出は、口頭でも文書でも成立します。ただ、企業としては文書で行う方がよいでしょう。

そのため、転換申出時期、申出書(書面かイントラネット)、転換後の条件通知などを、ルール化しておきます。なお、このルールは、就業規則や労働契約書で示しておく、なお良いかもしれません。

### ■定年後再雇用の対応

最後に、定年後再雇用の対応に言及します。

多くの企業が、60歳定年後65歳まで再雇用の対応をしていると思いますが、これら嘱託社員にも法律は適用されます。

よって、定年した者が再び無期雇用に戻るといふ事態も想定されます。そのため、労働契約法の特例で手続きをすれば、無期転換ルールが適用されないという特例があります。

今後、65歳超の雇用も視野に入れながら、当該手続きを取っておくことは有用です。

以上、本年4月からの無期転換について述べました。

わが国初の試みだけに、今後予期しないようなトラブルも予想されそうです。

今後の実務対応を注視していきましょう。